

3 第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和 7 年度の税制改正において、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。

- (1) 対象となる中小企業者の範囲が、租税特別措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する中小企業者（改正前：租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者）とされた（措法 42 の 12 の 4 ①）。
- (2) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）第 1 条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）の安定取引関係確立事業活動計画等（経営力向上に関する事項が記載されているものに限る。以下同じ。）につき農林水産大臣の認定を受けた食品等事業者を本制度の対象法人とし、生産等設備を構成する減価償却資産でその認定に係る安定取引関係確立事業活動計画等（変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載されたものを本制度の対象資産とすることとされた（措法 42 の 12 の 4 ①）。
- (3) 対象資産に、次のイからニまでの減価償却資産（それぞれ次の規模のものに限る。）で、中小企業等経営強化法第 17 条第 3 項に規定する経営力向上設備等（建物の新設又は増設をする場合におけるその建物を含む生産等設備を構成するもので、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資する一定のものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）のうちその中小企業者等の同条第 1 項の認定（安定取引関係確立事業活動計画等につき食品等持続的供給法の認定を受けた場合におけるその認定を含む。以下「特定認定」という。）に係る中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の経営力向上計画（変更の認定があったときは、その変更後のものとし、安定取引関係確立事業活動計画等（変更の認定があったときは、その変更後のもの）を含む。以下「特定経営力向上計画」という。）に記載されたものが追加された（措法 42 の 12 の 4 ①、措令 27 の 12 の 4 ②二）。
 - イ 機械及び装置…… 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの
 - ロ 工具、器具及び備品…… 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
 - ハ 建物及びその附属設備……一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円以上のもの
 - ニ 一定のソフトウェア……一のソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの
- (4) 特定機械装置等の特別償却限度額及び税額控除限度額が、次のとおりとされた。
 - イ 特別償却限度額……次の減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の金額（措法 42 の 12 の 4 ①二）

- (イ) 機械及び装置、工具、器具及び備品並びに一定のソフトウェア……その取得価額（一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が 60 億円を超える場合には、60 億円にその特定機械装置等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。以下(4)において「基準取得価額」という。）から普通償却限度額に相当する金額を控除した金額（即時償却）（措法 42 の 12 の 4 ①ニイ）
- (ロ) 建物及びその附属設備……基準取得価額の 15%（特定建物等（その中小企業者等のその特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された中小企業等経営強化法第 2 条第 10 項に規定する経営力向上が確実に行われるために必要なものとして建物及びその附属設備に係る計画確認を受けた投資計画に記載された給与支給額増加目標を達成するために必要不可欠な建物及びその附属設備で、その中小企業者等の事業年度が給与支給増加目標を達成し、かつ、給与の支給額が著しく増加した事業年度であることにつき、一定の書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた事業年度において事業の用に供されたものをいう。以下同じ。）については、基準取得価額の 25%）相当額（措法 42 の 12 の 4 ①二ロ、措規 20 の 9 ④）
- ロ 税額控除限度額……次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次の金額（措法 42 の 12 の 4 ②）
 - (イ) 上記イ(イ)の減価償却資産……基準取得価額の 7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円以下の法人等がその指定事業の用に供したものについては、10%）相当額（措法 42 の 12 の 4 ②一）
 - (ロ) 上記イ(ロ)の減価償却資産……基準取得価額の 1%（特定建物等については、2%）相当額（措法 42 の 12 の 4 ②二）